

第百六十六回国
参議院国土交通委員会會議録第七号

平成十九年三月二十九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

長谷川憲正君

辞任

三月二十九日

後藤 博子君

補欠選任

長谷川憲正君

補欠選任

後藤 博子君

出席者は左のとおり。

委員長

大江 康弘君

理事

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

山下八洲夫君

谷合 正明君

委員

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

小池 正勝君

田村 公平君

中島 啓雄君

藤野 公孝君

吉田 博美君

加藤 敏幸君

北澤 俊美君

奥石 東君

田名部匡省君

羽田雄一郎君

前田 武志君

魚住裕一郎君

小林美恵子君
淵上 貞雄君
長谷川憲正君

国務大臣
国土交通大臣 冬柴 鐵三君

副大臣
国土交通副大臣 望月 義夫君

大臣政務官
国土交通大臣政務官 藤野 公孝君

事務局側
常任委員会専門員 伊原江太郎君

政府参考人
国土交通省海事局長 富士原康一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○モーターボート競走法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大江康弘君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、長谷川憲正君が委員を辞任され、その補欠として後藤博子君が選任されました。

○委員長(大江康弘君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に国土交通省海事局長富士原康一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大江康弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大江康弘君) モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小池正勝君 おはようございます。自由民主党の小池正勝です。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案について御質問を申し上げます。

昨日、大臣から提案理由説明をお伺いしたわけでございますが、その中で大臣は、「主催者である施行者等の収益状況は大幅に悪化してきております。」と述べておられました。この経営の悪化というのが今回の法改正の理由だということをおっしゃっております。この経営の悪化ということについてお伺いをしたいと思います。

まず、このモーターボート競走事業の現在の経営状況、これはどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) ただいまの御質問にお答えします。

モーターボート競走の売上額の推移を過去にさかのぼって見てみますと、平成三年度、二兆二千億というのがピークでございます。ちょうどバブルの最盛期に当たるわけでございますが、その後、バブルの崩壊に伴いまして売上は減少の一途をたどっております。平成十七年度であります、売上は九千七百億円でございます。ピーク時に比べますと五六%の減少という状況でございます。

一方で、モーターボート競走を主催しております施行者の開催の収益状況を見てみますと、やはり、売上げがピークでございました平成三年度に

一千七百二十一億円の開催収益を上げてございます。売上げに対する収益率七・七%という非常に高い水準でございました。その後、売上げの減少に伴いまして収益も悪化してまいりました。平成十六年度には百二十九億円、開催収益でございますが、収益率一・三%まで落ち込んだということでございます。

その後、施行者も相当の努力をいたしました。経営の合理化に努めまして、十七年度、十六年度と比較いたしまして売上げは若干の減少だったわけでございますが、収益状況はちよつと改善してございまして、開催収益、前年度百二十九億円でございましたが、百九十七億円、収益率は二・〇%ということでございます。

ただ、一方でやはり赤字施行者はございまして、十七年度、四十一施行者あったわけでございますが、そのうち六施行者が赤字という状況でございます。

さらに、一般会計への繰り出しを収益から行っているわけでございますが、四十一の施行者中十六の施行者において一般会計への繰り出しができていないという状況でございます。これが十七年度の状況でございます。非常に厳しい状況に置かれているというふうに認識をしております。

○小池正勝君 そもそも公営ギャンブル、モーターボートと申しますか、公営ギャンブルですけれども、刑法では富くじは禁止されているわけですね。本来なら富くじやれば罰則になるわけですが、売上げが九千七百億円、この公営ギャンブルというのは地方財政に貢献するとかいう公益的な理由があるから公営ギャンブルとして存続が認められている、それはその理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 先生仰せのとおりでございます。

○小池正勝君 そうしますと、正に地方財政に貢献するからこそ刑法が適用されないといいますが罰則がないということになりますと、地方公共団体の一般会計に繰り入れないということになりますと、地方財政への貢献がないというわけになります、その根拠が失われてしまうと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 競走自体の地方への貢献というのは、地方財政への貢献はもちろんでございますが、一方で地元への雇用でありますとか、周辺の経済に対する影響というのはこれまた小さくはないというふうに考えてございまして、それだけで判断するというわけにはまいらないと思いますけれども、やはり本来行うべき、あるいは果たすべき役割を十分に果たしているのかということになりますと、そのところは更に一層の努力が求められているという状況であろうというふうに思っております。

○小池正勝君 正にこの話というのは公営ギャンブルの存続理由にもかかわる問題ですから、極めて大切な問題なんだろうと思っております。

そこで、この赤字、これの改善に向けて最善の努力をしていかなければならない、これはもう恐らくどなたも御議論が、御意見がないだろうと思っております。

そこで、まず、この赤字になっている、あるいは一般会計に繰り入れることができなくなっている四十一事業者のうち十六業者、ですからかなり大きいわけですね。かなり多くの事業者が繰り入れられなくなっている、存続理由が極めて失われているという状況になってきて、この赤字の原因というのをどのようにお考えになっておりますか。

○政府参考人(富士原康一君) これはモーターボート競走にとどまらず公営競技、中央競馬はちよつと例外でございますが、一般に非常に厳しい状況がバブルの崩壊後続いております。大体同じような傾向をたどっておりまして、基本的に我々の分析をいたしたところによりまして、やは

りバブル崩壊後の景気の低迷と、それに伴う家計におきます可処分所得の低下、あるいは消費マインドの冷え込みというのがやはり非常に大きな要素であったんだろうというふうに考えております。

また、この間、国民のライフスタイルでありまして志向とかもやはり大きく変わってきた、レジャーも、海外旅行も含めてレジャーの使い方あるいは楽しみ方というのにも非常に多様化をしてきたということございまして、その中でモーターボート競走、自分のところに消費を呼び込むための努力が必ずしも十分ではなかったと、その間、そういう要素もあろうかと思っております。

○小池正勝君 このモーターボート競走の売上金というのを見てみますと、そのうちの四分の三は払戻しに使われる。ですから、残り四分の一の部分が経営上としていろいろ考えられるものということになるんだろうと思うんですが、そうすると、その四分の一ですと、額的には自由度が少なくないということには正にそうなんだろうと思うんですが、そのうちの正に経営にかかわる四分の一でいろいろ努力しなければいけないわけですが、その部分で人件費の問題というのはこれは再三言われてきているわけでありまして、とりわけ赤字施行者においては人件費率が高いと言われておりますが、その実態はどうなっておりますか。

○政府参考人(富士原康一君) やはり開催経費がなかなか硬直化していて、売上げの大幅な減少に付いていっていないというのが非常に大きな開催収支の悪化の要因であることはこれは間違いがございませぬ。

その中の人件費の割合でございますが、平成十七年度の売上げの中に占めます開催経費の比率は二〇・五%でございます。先生おっしゃったように、七五%払い戻した後二五%が残る、そのうちの二〇・五%が開催経費になっているという現状でございます。

ちなみに、これを例えばバブルのころであります平成二年度のような水準で見ますと、開催経費

というのは一・七%ぐらい、一二%を切るような水準でありましたから、当時に比べますとはるかに開催経費の比率が高くなつてしまつていて、それが収益を圧迫しているという状況でございます。

人件費の割合を全国ベースで見ますと、売上げに対して三・一%ということになってございまして。開催経費に対する割合を見ますと一五%となつてございまして。そのうち、現在赤字になつて六事業者、六施行者について見てみますと、まず、売上げに占める開催経費の比率でございますが、これはちよつとばらつきがありまして、二一%から二四%でございます。これはさすがに全国の平均よりは高くなつていて、それが正に収益が悪化しているということでありまして。

人件費、そのうちのぐらゐ占めているのか、これは非常にばらつきがあつて、なかなか御説明しにくいんですが、基本的には二%から四%の間にばらついていて、ということでございます。四%ぐらゐになると、これはやっぱり相当厳しく収益を圧迫しているということでございます。

○小池正勝君 今のお話で全体の四%ぐらゐだということお話なんですが、四%といひましても、四分の三は払戻しになつてしまふわけですから、四分の一の中の四%ですから非常に大きなウェイトを占めるというのがこの人件費なんだろうと思ふんです。正にこれが硬直化の一番大きな原因になつていて、これは正にそのとおりなんだろうと思ふので、この実態の改善に向けていかなければならぬわけですが、まず現実の給与はどうなつて

いるのかというのを伺いたしたいんですが、それと、とりわけ赤字が大きいと言われております芦屋と三国について伺いたしたいんですが、芦屋と三国の給与、退職金、どうなつておりますか。

○政府参考人(富士原康一君) 芦屋について御説明申し上げます。

これは雇用形態がいろいろ、ちよつと微妙に

違つておりますので一概に比較はできないんですが、基本的には開催している間だけ給料を払うという日給月給というようなシステムを取られております。雇用自体は長期的に継続して、最終的に退職するときには退職金を払うというようなことになつていてのが通常のご様子でございますけれども、そのときの日給月給、したがって一日幾らということになりますけれども、芦屋については一日一万五千円ということでございます。

それから、三国について御質問がございました。三国は六千八百円というのが一日当たりの給料ということでございます。

○小池正勝君 芦屋で清掃に携わっている方の日給は幾らですか。

○政府参考人(富士原康一君) 失礼いたしました。ちよつと訂正をさせていただきます。芦屋の、先ほど一万五千円と申し上げましたけれども、これは全体の平均の基本給というか、日給は六千三百六十円でございます、芦屋も。

それで、ただいま御質問ありました清掃業務員職員、この日給が先ほど申し上げました芦屋の場合一万五千円ということでございます。

それで、三国の場合は直接施行者の監督の下に職員以外の人に作業をさせているようでございます。請負の形で出しているようでございます。したがって、三国については一人当たり幾ら払っているのかということは私どもデータとして現在持ち合わせてございません。

○小池正勝君 今のお話から、正にこの芦屋、一番赤字が大きいわけですが、これが一つの例なんですけれども、清掃職員の方の給料が一日一万円を超えているという極めて高い額になつていて、というのが実態なんだろうと思ふんです。こういうものが、先ほどのお話ではありませぬけれども経営を圧迫してきている。これは正にそのとおりだろうと思ふんです。

そこで、どうして正しくいくんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 各競艇場あるいは

施行者によってこの給与水準にかなりばらつきがあるというのは、昨年、私、海事局長の諮問機関でというか私的懇談会を開催いたしました。モーターボート競走の活性化に関する検討会というのを行ったわけでありますが、そのときにこの給与問題というのを種々、種々分析をいたしました。

その結果、やはり非常に大きなばらつきが各競走場間にある。それで、合理化をかなり先行して徹底してやっているとそうでないところとの間にかなり格差が開いているということございまして、そこはやはり先行事例をある程度見習いながら、それから地域地域のやはり特殊な事情もございします。だから、その辺は踏まえた上でありますけれども、やはり平均的なその給与を現状に合わせた形で是正していくべきだということ、現在、全国施行者協議会というのがございまして、施行者協議会が言わば各地域の施行者の全国の一団体ということになってございします。そこが中心になって施行者の雇用しております従業員あるいは職員の給与の是正を図っていくという取組を今行っているというふうに承知をしております。

○小池正勝君　そこで、一つこの人件費率を下げる方向でいかなければならないわけですが、そのために外部委託というのを考える、直営から外部委託へ考える、アウトソーシングを考えると、今の法改正ではその外部委託ということが正にできて、やろうとしておられるわけですが、まずどのようなことを外部委託として私人の方に、私の方に認めるというお考えなのか、そしてそれによってその外部委託の率を、一体どの程度まで下げようとしておられるのか、その点をお伺いします。

○政府参考人(富士原康一君)　施行者、まあ競走を主催しておられるわけですが、大きく分けてまして競走の実施事務というのは三つに分かれております。

一つは、施行者が固有に行うべき事務というふ

うに整理をしておいて、これは正に競走の計画でありますとか言わば企画に関する、開催日時も含めた、あるいは賞金額を決定する、そういう基本方針にかかわる事務というのは、これは施行者固有の事務として一つ整理されているということでございます。

もう一つ、直接実施にかかわる事務でございまして、これはボートの検査でありますとかそれから競走の審判等にかかわる言わば直接その競走の実施にかかわる事務でございまして、これまた一つ固まりの事務として整理されております。

もう一つはその他の事務という形で、三つの事務に現在整理してございしますが、その最初の施行者固有事務というのは、これは外部委託はしてはならないという整理でございします。それから、競走の実務にかかわる部分、これは非常に高い公平性を求められるということございまして、これはモーターボート競走会にのみ委託できるということになってございします。

さて、その残りの事務について、私人に対して委託をできるといって、そういう整理でございします。具体的に申し上げますと、舟券の発売でありますとか払戻し、それから入場料の徴収あるいは広報というような、そういう事務は今回の法改正によりまして私人に対して委託をできるといふことになるということでございます。

○小池正勝君　そうしますと、その全体に占める外部委託の率というのはどの程度を想定しておられるんですか。

○政府参考人(富士原康一君)　これは、今直ちにどのぐらいというのは、これは競走場でかなり大きな差があるというふうに考えられますので、直ちにちよっとお答えするのは難しいんですけれども、基本的に、例えば人を機械に置き換えても、これは機械の費用というのは別に発生してくるわけですね。したがって、単純に人を減らしたからその分減るということでは必ずしもないということとがございまして、その辺はどういう形で外部委託を、どの範囲で外部委託をすれば合理的なのか

というの、多分、その競走場の置かれている状況あるいは施設の状況によって随分違ってくるというふうに思っております。そのところは各競走場で、各施行者でそれぞれが最適な選択なのかというのを考えていただくかなきゃいかぬというふうに考えております。

○小池正勝君　この硬直化を防ぐ意味で人件費率を下げる、それには外部委託を進めると、これが一つなわけですが、もう一つ、そもそもこのモーターボート競走事業を、一般職の公務員という形ではなくて地方公営企業法の適用として公営企業としてやって、それを地方、一般会計に繰り入れるということが極めて経営ということを考えると現実的なお話になってくるかと思うんですが、現在、今、地方公営企業法の適用でやっているのは何か所あつて、それを進めようとしておられるのかどうか。

○政府参考人(富士原康一君)　現在、二か所ございします。だから二施行者でございしますが、こはいわゆる地方公営企業として行っているということとでございます。

私もとしては、やはりこれ独立した事業でございまして、やはりコスト意識をきちっと持つて、責任関係を、経営責任を明確にしながら事業をやっていくというのがやっぱり非常に大切な経営姿勢だというふうに思っております。大きな方向としては地方公営企業化という方向で行くべきだろうというふうに思っております。

どの施行者もこれまでのいろんな経緯、歴史を引きずっているところもございまして、ただ、大きな方向としてはそういう方向で行くということ、実は昨年、先ほど申し上げました検討会におきまして、その経営組織の在り方という検討も行いまして、そこでやはり地方公営企業という方向に向けて施行者は進んでいくべきであるという方向が出されているところでございます。

我々としては、こういう先行事例を参考にしながら、地方公営企業を所管しております総務省とも相談しつつ、やはりそういう方向に向かつてい

くように今後とも指導してまいりたいというふうな考えております。

○小池正勝君　人件費率の引下げということを考えますと、一般職のように人事院勧告と連動して云々という議論ではなくて、それと切り離して、正に地方公営企業法の適用として独自に考えていく、正に経営体として、経営上人件費をどのぐらいに位置付けたらいいのかという視点が極めて大切だと思っております。そういう意味では、これを是非進めてほしいと思っております。

そこで、今度はこの法改正で、この経営の改善に向けて様々なことを入れておられるわけですが、一つは先ほどの私人への外部委託のお話、券の発売の外部委託のお話というのがあつた。もう一つ、この場外発売場のその手続の簡素化ということがうたわれておるんですが、この手続の簡素化というのは具体的にどんなことなんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君)　ただいまの御質問は、検討会の報告で指摘されているところをどういふふうにこれから考えていくのかということと受け止めてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

基本的には、場外の舟券売場をつくる場合には、どういう場所につくるのかというところが実はやっぱり一番難しい問題でございまして、そして、これはやはり地域にきちんと受け入れてもらわなければならないという問題がございまして、私も今回、場外舟券売場については許可にかからしめるということで法整備をするわけですが、その許可に際して、やはりその位置については地域としっかり、地域との合意が調った上でやるようにという指導をその中でしていくことにしておるわけでございます。

そして、これについては、いわゆる手続の簡素化という、検討会で指摘されておりますけれども、これについては一方でそういう地元の調整という問題もございまして、やはりこれまでの経緯

もございまして、なかなかいわれる簡素化というふうに一言で言ってしまうような状況では必ずしもないというふうに私も思っております。そこはやはり地域も大事にしながら健全なモーターボート競走を定着させていかなきゃいけないという視点も大事にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小池正勝君 正にその点を御質問しようと思つたんですが、正に手続の簡素化ということをもつて地元の同意は要らないよというふうな形で簡素化されたんでは困るということをお願いしたいと思うんですが、それはそれでよろしいでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) そのとおりでございます。

○小池正勝君 このモーターボート競走事業の経営改善に向けて、四分の三は払戻しだと、残りの四分の一で努力する余地ということになるわけですが、そのときに、その努力する余地の一つは、先ほどの人件費を始めとする開催経費の問題ということになります。

もう一つは、これは上がってきたお金を振興会の方に交付する、交付金という制度もありますね。この交付金という制度については赤字といいますが、非常に苦しんでいる、経営が厳しいだけにこの交付金、前から引き下げてほしいという要望が非常に強いわけですが、これについて今回引き下げることがこの法案に出ているわけですが、具体的に何%から何%にお下げになるんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 今回の交付金率の引上げにつきましては、まず基本は、この交付金は基本的には売上げに応じて別表で交付金率が決まっております。そういう仕組みになっているわけですが、その表が作成されたのがもう昭和三十三年とか三十七年と、非常に古いものでございます。それからまた、その間の物価変動等を考慮いたしまして、まず売上区分を現在価値に引き直した形で見直すということを行っております。

ます。

さらに、現下の状況、特に傾向としてはやはり売上げの小さなところが相対的に経営状況が厳しくなるというのは、これは固定負担を考えると当然でございますので、したがって、その部分については交付金負担がより低くなるように、したがって経営状況、収益が悪いと想像される部分について交付金率を大幅に引き下げることをも更に併せて行いました。

その結果、現在十七年度ベースの交付金率が三・三%になっております。これを平成十七年度の売上げで新しい交付金率の別表を適用いたしますと、それが大体約二・六%ということになるということでございます。

○小池正勝君 今回は、この交付率の引下げ、三・三から二・六というお話でございました。こういうことをやっていただくというのが法案の内容だということはお話でございました。これは、施行者にとつては大変有り難いお話です。是非お願いしたいと思っておりますが、一方で赤字の施行者にも猶予制度を今回は導入していただけたという話になってきていて、そういう制度面でも今回手当てしていただいている。

その経営の改善に向けて、この経営改善というのは自助努力をしなればいけないというのはもう当然の話です。経営コストを自ら引き下げる、施行者が一生懸命努力する、汗をかくと、これはもう当然の責務でありますけれども、ただでは改善しないんであって、先ほどおっしゃられた交付金の率の引下げとか猶予制度というのを導入する、あるいは外部委託制度を推進するというような話の中で、正に様々な手段を用意してこの経営改善に向けて制度を整えていくというのが今回の法の趣旨だと私は理解しております。

そこで、最後に大臣さんにお伺いしたのは、これは正に一義的には、経営改善というのは施行者の責務、これはもう自助努力と、そのとおりだろうと思うんですが、それは一生懸命やっていく。と同時に、この制度面のバックアップということ

もしていかなければならない。

そこで、大臣さんにお願いしたいのは、そもそも公営ギャンブルというのは富くじの禁止に本来引つ掛かるんだ、しかし地方税法に貢献するといふからこそ公営ギャンブルとして存続が認められているんだ、だから一般会計に繰り入れるというのが大原則なんだと、そのところを是非御確認いただいて、そしてそれに向けての決意といいますか、お考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 小池委員から、大変、市長をやつていらっしゃるついで、その体験も踏まえてでしようけれども、きめの細かい質問をちょうだいをお願いしました。

私は、今回の引下げによりまして、施行者の収益に改善するということは事実でありますけれども、それが一過性のものじゃなしに、本当にこれを契機に収益を改善して、そして、おっしゃるよう一般会計に繰り込む金額を大きくするという努力をしていただかなければならないと思っております。

そのためには、人件費についての問題、選手費についての問題等を解決をし、それを軽減するという努力ももちろん必要ですけれども、例えばもつとファンを増やすという意味で、現在のそういうことに参加する人たちの趣味とか嗜好とかいうものに合わせたものということも考えて、ファン層を広げるということも大事だろう、そういう工夫も。そういう意味で、今回の改正では重勝式の勝券券といいますか、そういうものを施行者が選択することできるようにいたしました。これは、今までのように、かけ金とそして払戻金の比率が若干大きくないというものについて魅力がないと、そういうことから、少額で楽しみながら、それが当たった場合は大きな払戻金があるという、そういうようなものを選択することができるということにした点とか、あるいは従来公務員がやってきたこういうものについての広報というものが余りばつとしない、そういう意味で、広報というものをそういう能力のある私人に委託する

という道も開きました。

したがって、そういうものを総合して、今後、この交付金の引下げということを契機に、施行者も経営者としての判断に立つて、少しでも多くのものが一般会計に繰り入れることができるように、まあ赤字を出すというのはほとんどない話でありまして、そのような工夫をしていただくようには是非努力をしていただきたいと思います。我々としても省を挙げてそういうものを支援していきたいというふうに思っております。

○小池正勝君 終わります。

○藤本祐司君 おはようございます。民主党・新緑風会の藤本でございます。

法文についての質問と、あとちょっと全体の話をしていただきたいと思います。経営につきましては、今、小池委員から細かなところまでお話ありましたので、重複する部分につきましてはちょっと省略をして質問をしたいと思っております。

冒頭ちょっと、大臣が昨日の法律案の提案理由の中で説明があったのをちょっと読み上げますと、「モーターボート競走は、その売上げを通じて、船舶関係事業の振興を始めとした公益振興を行うとともに、地方財政の改善にも寄与しており、高い社会的意義を有しております。」と。「しかしながら、近年では、景気の低迷等を背景に長期的に売上げの低落が続いており、」という説明があったわけなんです。

一方で、政府、安倍総理は、イザナギ景気日本経済は超えていると、もう超えたんだというふうに結構声高に主張をされて自慢されているわけなんです。そのイザナギ景気というのは四年九か月だったわけでありまして、それを超えたというところで、もう既に五年を、二〇〇二年二月から五年を超えていることになるわけなんです。昨日の提案理由で、景気の低迷を背景にということになりますと、景気が近年ずっと低迷しているというこの御認識でそう言われたのかなと。ちょっとそこところのある意味矛盾があるような気がするんですが、ちょっとそこについてお聞

きたいと思っています。

○**国務大臣(冬柴鐵三君)** いっとき、昭和二十七年は、公共事業振興に一兆七千億円を助成したと、そしてまた自治体の財政に三兆七千億円を繰り出したと。大変なことですが、それがバブル崩壊後と違って、まあこれはバブルのピークの、平成二年、三年がピークだったわけですが、それで以降本当にずっと低落して、先ほどの答弁もありましたように五十数%も下がっちゃったという状況の中で、それを指して低迷ということを申し上げたわけでございます。

現在がどういう状況かということは、客観的な数字を見れば分かるように、日経平均株価が七千六百七十八円から現在一万七千円を回復しておりますので、それはその数字を見れば分かるような点ですけども、それがこの競艇の売上げに結び付くかどうかということはまだ分かりません。

我々は、経費を削減し、先ほど答弁したようにいろんな、施行者において、地方公共団体において工夫を重ねていただきまして、そして一般会計に繰り入れる金額が大きくなるように頑張つていただきたいというのが私の真意でございます。

○**藤本祐司君** ただ、私が申し上げているのは、五年以上景気が回復基調になってきているということ、これをイザナギ景気を超えたというふうに言っているの、ここがすぐに好転するということではないので、景気が上向きになってきているので売上げも上向きになりますよということに繋がってしまうわけなんです、先ほど富士原局長のお話をすると、ほかにもいろいろな理由があつて、いわゆるレジャーの中で競艇事業というのが相対的に魅力が落ちてきているとか、レジャーの多様化とか、そういう中でお話だということとは認識できる、先ほどの答弁の中で認識はできるんですが、よく、こういう提案理由とか法案を読んでもよく、こういう言葉が使つてありまして、これ全部ひっくるめて「景気の低迷等を背景に」と、等に

全部含まれるというふうに、多分どうにでも答弁ができるような、こういう説明になるというのが実は一番よく分からなくしている一つの原因なんだろうと、これがいわゆる官僚の書く文章なのかというふうには私は思つて、仕方がないんですけども、普通、等というのを付けたときは二つ三つぐらい並べて等というのが普通正確なんですよ、大体、こういう文章は一つあつて等というの、ここは多分改めていく方向でいいかなと、聞く方側はこれ全部あるのかと単純に理解をしようというふうには思ひますので、これ、今後のこととして、是非そういうところは改めて分かりやすいようにしていただければなというふうに思ふんですが。

それと、売上げにつきましてはそういうことで、ほとんどどんどん落ちてきてもう一兆円を切つてしまつたということでありまして、その一方で開催経費というの、いわゆる売上げに対する開催経費、いわゆる収益率ということになるかと思ひますが、収益率も大分減つて悪くなつてきていて、軒並み悪くなつてきていて、平成十八年の七月に出されたモーターボート競走事業活性化委員会報告の中でもその開催経費の硬直化ということが課題として上がつてきているわけで、そのときに、このモーターボート競走法の改正の国会提出までにこの辺りについては一定の方針を出すというふうな書かれてはいるんですが、この辺りのいわゆる開催経費に関する硬直化への対策というのをこの間取られてきているのかどうか、そこについてお聞きしたいと思ひます。

○**政府参考人(富士原康一君)** 開催経費の合理化につきましては、今回法律で措置をしております私人への委託を可能な道を開くというのが、これ一つの大きな要因でございます。これは法律が整備されなければ対応できないということでございますが、もう一方で、やはりその人件費を含めた諸費用の問題というのがございまして、これについては各施行者の間で相当大きなばらつきが見られると、これまでの経営努力にもかなりの差があ

るんではないかということはその検討会で指摘されてございます。

したがしまして、そのところは法改正、今回の法律提出前までにその施行者がしかるべく対策を、対応を取るようという趣旨の提言が検討会でなされているということでございます。

現状を申し上げますと、現にいろいろ、先ほど御説明申し上げました施行者協議会、統一組織でございますが、そこで全体の言わばその平準化といひますが、高いところの、比較的人件費負担の大きな施行者については是正を求める、そういう方向でいこうということを今施行者協議会が中心になつて各施行者に対して指導を行っている、そういう状況でございます。

○**藤本祐司君** 同じ、一つの競艇場といひますか競走場で複数の施行者が入つていて、にもかかわらず施行者ごとにその収益率というの、が違ふところ、これは、いろいろその施行者の中の工夫というところ、負っている部分があるのかなと思ひますので、そのところをきちつとやっていくことが全体の収益率を上げていくことになるんだらうというふうな思ふんですが、収益率に關していうと、実は売上げがずつと下がつてきている中で、十六年度から十七年度にかけてきつとこう上がつているんですね、収益率。そのところの原因というのが何だと分析をされているんでしょうか。ずつと、軒並み平成十年度が四%だったものが次の年三・一、二・一、二・〇、一・八、一・四、一・三と下がつて、十七年度にいくとまた二・〇に上がつていられるんですね。そこを、何か原因があるのかどうか、分かれれば教えていただきたいと思ひます。

○**政府参考人(富士原康一君)** 私ども調べたところ、やはりこの十六年度に非常に施行者全体の収益が悪化したいたしました。それに対応して措置をとつたわけでございますが、その中心的な措置というのはやはり従事員賃金の抑制ということでございます。この結果、平成十六年から平成十七年度にかけて従事員賃金の総額で約四十億円の

抑制が全体として行われているということでございます。それがやはり全体の収益を十六年度から十七年度にかけて改善させる非常に大きな要因になつていこうというふうな考えております。

○**藤本祐司君** 人件費の問題というのは非常に微妙なところで、下げて確かに収益率は短期的には上がるかもしれないけれども、働く意欲ということから考えると、単純に長期的、中期的にそれが続くかどうかというところは非常に分りにくく、分らない、はつきりしないところがあるかと思ひますので、そこは逆に慎重にやつていただく中で収益率を上げるということの工夫をしていただければというふうに思つております。

ちよつと具体的な条文のところ、今度、第三条、これは施行者の委託に關する規定のところ、三条に關しましてお聞きしたいと思ひますけれども、舟券の発売事務など、これまでのいわゆるモーターボート競走会に加えまして他の地方公共団体と私人、民間ですね、に委託できるように定められているわけなんです、他の地方公共団体への委託というのはちよつと具体的にどういうようなケースを想定されているのかどうか、施行者である自治体よりもほかの自治体に委託した方がよいというの、はというところが考えられるのかどうかをちよつと教えてください。

○**政府参考人(富士原康一君)** 最も想定されるのは場外発売場でございます。施行者である地方自治体以外の地方自治体が場外発売場を經營するというのはあり得るというふうな思つております、そこに対して委託をする、券の発売あるいは私戻しの委託をするということが最も想定されるんではないかというふうな考えております。

○**藤本祐司君** それでは、委託できる私人、いわゆる民間ですね、これは何か条件的に、こういう民間であればいいけど、こういう民間は良くないとか、何かそういうような決まりという条件と

○**政府参考人(富士原康一君)** この条件については省令で定めるといふふうに考えてございます。

基本的には、言わばこういう公営ギャンブルに関して最もやっぱりいろいろ心配をされます暴力団関係がございいます。このところには基本的には行つては困るということで、そこは相手先としては認めないということでございまして、あと、さらに詳細な部分は基本的には施行者が委託先と契約をすることになります。

そのときに不適切な事象が発生するような委託契約にならないように、そこは施行者を更に細かく、施行者に配慮をしていかなければならないということございまして、どういうところに委託するかということも含めて、施行者は透明性を持って委託をしなければならぬということにしております。

○藤本祐司君 その中で、現行でいきますと、委託することができない事務というのが施行規則の中で決められているわけなんですけれども、今回のこの改正に当たって、いわゆる国土交通省令で具体的には定めるということになるかと思いますが、この施行規則自体は今の現行法を踏襲する、そこは変えないということで認識してよろしいでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 施行規則は改正をいたします。やはり基本的には法律を受けて施行規則はできておりますので、法律で手直しがあつた部分については、当然それに伴う施行規則の改正を行わなければならないということでございまして、ただいまお話がございましたいわゆる委託に関する部分、これについては、いわゆる競走の実施事務を、施行者のみができるものと、それから競走会のみができるもの、さらには私人等に委託していいものという形で整理しながら規定を整備していくということでございます。

○藤本祐司君 現行法を基にしてちよつとお聞きしたいんですが、ここで施行規則の第一条の二で、これは委託することができない事務というのが七つ挙げられているわけなんです、その中の一つで、施行者が委託できない事務として、「競走場内及び場外発売場内の秩序を維持するこ

と。」というのがあるんですけれども、これ競輪とかオートレースはこの規定が入っていない、除外したということ聞いておりまして、もしそれを除外することになると、今の施行者が必ず責任を持つようになつていたわけなんです、これを例えば私人、民間委託にすることができるようになつてしまうと、いわゆる先ほどの場外発売場、これ自体もほぼ民営的な形になつてしまふのではないかと。その結果、施設所有者である、施設です、場外発売場の所有者である民間企業が管理施行者を排除して自由にやるようになってしまふんではないかということで、若干競輪場なんかでは問題が生じているというふう聞いておるんですが、この規定はどのような扱いになるんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 今回の法改正に併せました施行規則の中では、この第一条の二第六号になります「競走場内及び場外発売場内の秩序を維持すること」というのは私人に委託できることにいたします。

ただ一方で、施行者はこの場内の秩序維持義務というのを別途法律で掛けられております。その実施のための命令を国土交通大臣ができるということになつてございまして、したがって、私人に委託はしますけれども、競走場内の秩序維持についての責任は施行者が全面的に負つておるということでございまして、したがって、その秩序維持、あるいは場内秩序の、委託されました私人のパフォーマンスについては施行者がしっかり責任を持ち、さらに、それで施行者が足りなければ私どもが命令を出してきちんと措置をさせるという、そういう整理でございまして。

○藤本祐司君 最終的に施行者が責任をきちつと持つ、国土交通省がその指導をしていくということであれば、ある程度そこは担保できるのかなというふうには思ふんですけれども、例えば包摂的な、一括で民間に委託化、委託するということを許すことに競輪とかオートレースは事実上

なつていてというふうな話も聞いておるんですが、このような場合、再委託とか再々委託とかということになつてきますと、例えば省令の場合には、施行者はその委託先との関係においてはやはり効力というのは及ぶんですが、さらに、包括的な委託契約になつて、再委託とか再々委託になつてくると、この再々委託先との関係においてはこの効力が及ばなくなつてくると、割と自由に何でもできてしまつて、それに対して国土交通省なり施行者が、直接契約をしている施行者が物を申せなくなつてしまふんじゃないかという、そういう懸念があるものから、この包括的民間委託化ということには要するに丸投げ委託になるわけなんですけれども、これを歯止めを利かすためにどういう形でされるか、そのところはやっぱりきちつと担保しておかないといけないと思つておるんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) ただいまお話ございましたが、厳密に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、固有の事務がそれぞれございまして、施行者が固有で、これは施行者がやらなければならないと、それと競走会でなければならぬ事務があり、したがって、包括委託、残りの事務を一括してだれかにさせるとすると、それが包括委託と。したがって、委託できる事務を包括して委託をするという趣旨で御説明を申し上げたいと思います。

これは、モーターボートに限らずほかの公営競技でも同様に措置されているというふうな思いいますけれども、基本的には、言わば委託先に対する制約が掛かっているという事柄については、これを一括して委託するというのは制度上可能でございまして。

それで、じゃその責任関係が一体どうなるのかという御指摘であろうかと思ひます。基本的には、施行者と最初の委託者の間の契約関係によるというふうな思いいます。その委託関係、委託を受けた事務を更に委託、再委託を認めるのかどうか

ということも含めて、最初の委託契約の中できちんと整理してもらわなければならないということでありまして。

ただ、いずれにしても、その再委託、再々委託をされた結果に対して責任は施行者が負つていくということでございまして。したがって、最終的には施行者がモーターボート競走の秩序を維持しなければならぬ、主催者として、それに対して私たち国土交通省は、その主催者たる責任は求めていくということでございまして。したがって、再々委託された場合でも、きちんとその結果に対して施行者が物を言い、責任を取れるような形の委託契約というのを結んでいただくということになるのかというふうな思つております。

○藤本祐司君 まあ理屈としてはそういうことで分かるんです。いわゆる施行者と委託先との契約で、その契約の中に再委託条項とか、こういうことはやっていると悪いとか、再委託はそもそもいけないとか、多分、そういうことをやるとなると、そういう条項、多分入るんだらうと思ふんですけれども、そうすると施行者の責任であるということとは分かるんですが、逆に、この再委託条項がないあるいは再委託条項が非常に緩やかであるということと再委託、再々委託というのができるようなことというのは、理屈上あるいは現実的には起こり得ることなのかと思つておりました、もつと云つてしまふと、いろんな利益隠しを下請の再委託先に付け替えるということもできるんです、ちよつと頭働かしたら、悪知恵の働かすところということができます。そういうことなので、このところは、やはり起きないような何か歯止めは付けられないのかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 言わば財務的な透明性といいますが、適正さというのをまずだれが監視するのかという問題ですが、まず、モーターボート競走の場合には、多分地元議会の会とかそういうところからチェックを掛けるんだらうというふうな思つておりますけれども、その

それを今回は明確に許可を掛けることにいたしました。これは、従来と大きな状況の変化というのは、基本的には場外の発売場というのは施行者が責任を持つてつくるという整理でございます。

○政府参考人(富士原康一君) 場外発売場をつくるに当たっては、当然、施行者とは違う自治体の管轄下にある地域につくるといふことになりま

○藤本祐司君 場外発売場と別に、最近、原発の問題で高知県の東洋町なんかで、町長が勝手にやっただけで結構なめたりしているんですけれども、それはもう御存じだと思いますが、この場外発売場の場合も、地元の町長がうんと、と言えはそれで事足りることなんでしょうか。地元というか、設置場所の町長がと言う方がいいのかもしれません。

○藤本祐司君 今言っているのは多分設置場所
例えばA市、B市とあつて、A市につくろうと思
えばA市の首長さんとか自治会長とか議会のこと
をおつしやつてゐるんですが、例えばその設置、
一つのところに設置するにおいても、その市、
町だけでいいのかと、ほかのところに影響は多分
及ぶんだらうなというふうに思つておりまして、
市町村合併の話が、議論が出てきたときには、基
本的にはモータリゼーションが発達していると

か、交通インフラの整備が進んでいて、住民のいわゆる生活圏というか、生活している生活圏というのが広がっているんじゃないかと、だからひとつもうちょっと一体化しているような一つの理由としてはあったらと思うんですが、それから考えると、設置する自治体だけではなくて、その周辺と言っているのは近隣と言っているのか、あるいはアクセス道路の動きとか人の流れとかいうことを考えると、影響を及ぼす地域というのは幾らでも出てくるというか、ほかにもあるんじゃないかと。

よく地元という言葉で、地元というのが、言っていますが、その地元というのは何をもちて地元と言っているのかという、周辺の近隣近接市町村も含めて地元なのか、そこだけで地元なのかという議論になるんじゃないかと思うんですが、今の答弁を聞いてみると、設置している設置場所の自治体だけを地元というふうにとらえているような気がして、もっと生活圏が広がっているということを考える、より広い近隣の自治体の合意なのか理解なのか、そういったところも得る必要があるんじゃないかというふうには思っています。そこが一つの許可基準にもなってくるのではないかなというふうには思っています。その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 私どもとしては、基本的に地域で全く受け入れられないようなそういう場外発売場をつくってはならないというふうには思っています。したがって、言わばその影響を受ける範囲というのをどういうふうに設定するかという問題があるわけですが、当然大きな影響を受けるところについては、それに関係するところの意見というのは当然反映されるべきだというふうには思っておりまして、そういう意味では影響を受ける近隣地域まで含めてその設置のときの判断にはする必要があるというふうには考えております。

○藤本祐司君 現実にはそうっていないんじゃないかなというふうには思っておりまして、実際に今いろいろ問題になっているところが幾つかあ

て、そのところにも聞いてみますと、やっぱりその自治体の首長がいいと言った、議会が反対していないからといって申請をするというふうなことも起こっているのが現状なんだろうと思いますので、そのところ、例えば近隣の自治体の首長の意見書なり同意書なり、そこまで行くか分かりませんが、とにかくちゃんと聞いて話し合いをしていかなければいけないというものを付けた上で許可にしていかなければいけないかなと思っております。その点についていかがでございますか。

○政府参考人(富士原康一君) どういう形でそれを担保するかという問題は、それもケース・バイ・ケースでやるというのは非常に難しい判断だろうというふうには思います。

ただ、やはり近隣の総スカンを食いながら運営するということもいかなるものかというふうには思いますので、やはり近隣市町村を含む関係自治体の十分な理解というのは求めていただかなければならないというふうには思っております。

○藤本祐司君 大臣、この設置については国土交通大臣の許可ということになると思いますが、その許可を与えるときの一つの目安ということになるか基準にするかはありますけれども、やはりそここの近隣の近隣も含めた同意、理解というのが得られているんだということを是非許可するときの判断基準にしたいなと思うんですが、御所見いただけますでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 施行者は場外発売場外の適正管理に責任を持つていこうことは当然でありまして、そういうものを設置する場合にはそれが守られるかどうかという判断のメルクマールですけれども、やはり、例えば私の地元にも非常に大きなモーターボートの競走場がありますが、しかし同一の市内でもそれによって非常に影響を受ける地域というのは限られているといえますか、ですから私は、その周辺の住民の方々が最も影響を受けるわけですから、その合意は取ってもらわなきゃいけないと思いますし、そして相当

離れた地点についてまでそれを求めるというのはなかなか難しい。それを首長がそういうところの意見も聞きながら同意をされるということ以上に、交通が混雑するとかいうことになって、周辺まで広げるとこれは事実上大変そういうものを設置することが、まあ今回設置しようという方向でしているわけですが、大変困難になるんじゃないかというふうにも思います。

したがって、今挙げたメルクマール、地域の住民の方々の御理解をいただく、御同意をいただく、それから首長が同意をする。そして、議会についてどうするかという問題ですけれども、議会は同意の決議をするかどうかということはこれは議会の自主性に任されて、実際問題そういう提案をされるのかどうか分かりませんが、そういう意味で、議会が積極的に反対をされていないというところまで射程に入れて今基準にしているわけではございませんので、いましばらくこれをやって、なお紛争が多発するとか、あるいはまたやはりこういうところも考えなきゃいけないんじゃないかということが近い将来明らかになれば、それはその程度かなという感じがいたします。

○藤本祐司君 分かりました。ちょっと時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。

第十九条の関係でございますが、十九条というのは日本船舶振興会への交付金のところでございまして、今回、先ほどの御説明もありましたとおりトータル、全体として三・三％から交付金率が二・六％へ下がると。これは累進課税的な形になりますので、余りもうかつていないところは二・六％で、約六十三億円の削減ということで、御説明をいただいたところによると赤字の施行者が黒字に転換できるんだというお話でございまして、具体的に言いますと、平成十七年度の実績をベースで結構なんですが、この改正によって赤字施行者というのが、今六者あると認識しておりますが、これがどのぐらい減ることになるんでしょうか。何者ぐらいになるのか。

○政府参考人(富士原康一君) 単純に十七年度に今度の新しい交付金率を当てはめて試算をしますと、六つのうち三つが黒字に転換をいたします。これは全く合理化をしないという前提でありますから。ただ、一方で、施行者には選手費の削減も含めて一層の合理化をしていくということで、皆今努力をしているところでございますので、それを合わせますとやはり相当大幅な改善が得られるんじゃないかというふうには期待をしております。

○藤本祐司君 六者が三者ぐらいになるということであるわけなんですが、これがせつかく黒字化していく、あるいはもう少し工夫すれば黒字になるというこの段階でまた逆に赤字に転落していつてしまうというのは非常に問題が多いなということですので、そのところは各施行者で努力をしていただくことになろうかというふうには思っております。

ところで当時、当時といいますが、日本船舶振興会の理事長、笹川陽平さんが理事長であったときの話なんですが、平成十四年度から十六年度の間に競艇躍進計画というのが推進されて、中小企業のいわゆる船舶事業の剰余金が約三百億ほどあって、これを競艇情報化センター経由で施行者に貸し付け、競艇事業の合理化と売上げの向上を目指す取組が行われ、これがさらに十七年、十八年度と継続されていて、その競艇情報化センターの事業報告書によりますと、平成十四年度から平成十七年度まで実施された貸付金とリースが三百四十億になっているという報告を受けているわけなんです。この三百四十億というのは、補助金ではなくていわゆる貸付け、リースですので、将来的にはというか、戻ってくるお金なものですから、結局これは事業資金としてこういった三百四十億というものを運用していくことによって、むしろ施行者から拠出額というのをむしろ減らすことも、あるいは拠出させなくてもいいという判断

もできないかなというふうに思うので、その点につきましての御検討はいただいたんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) この情報化センターは、今七百億を超えるような基金を持っておりまして、そして、その基金をもつて競艇の近代化を図っていくという、あるいは情報化を推進しようというところで事業をやっておるわけでございしますが、一方で、やはり競艇場自身の老朽化でありますとか近代化の遅れというのが一方にあって、なかなかその辺を措置していかないと全体の近代化が進んでいかないという状況の中でこういう貸付けが行われ、実行されているということでもあります。これは基本的に、ある意味、非常に低利で貸し付けているわけでありまして、施行者は借りたら返さなきゃいけないということでございまして、直接、今回の交付金率に影響するということではないかなというふうに考えております。

○藤本祐司君 ちよつと事前の説明のときに、レクのときにちよつと教えていただいたんですが、それと別に、競艇振興センターというか、まあ名前がそういうものなのかどうか分かりませんが、そういったものが設置されて、施行者、せつかく六十三億円ほど負担軽減になったものの一部分が競艇振興センターなるものにまた拠出されて競艇事業の振興に使われるんだということを聞いておりますが、これ、また逆に、せつかく減ったものをもう一回拠出することによってまた赤字になってしまう施行者が増えてしまうのではないかと懸念と、今、先ほど申しました財団法人情報化センターとその振興センターの関係といいますが、それがどういう仕組みになっていくのかということをお願いいたします。

○政府参考人(富士原康一君) ただいまの御指摘は、昨年、国土交通省が最初行いましたモーターボート競走の活性化検討会の中で議論されたものでございます。大きな方向としては、やはり合理化はもちろん必要であるけれども、いかにこれからモーターボート競走を時代に合わせた形で変化

をさせ、客層を増やし拡大し、そして売上げを増やしていくかという、そこに大きな力を尽くさなければ競艇というのはやっぱり先行きが非常に暗いということでございます。

それをまず行うべき主体というのは一体だれなんだろうというのを考えますと、やはりこれは基本的に施行者でございます。これが、施行者が正に競走を主催しておることとございまして、まずその施行者の力をついにしなければやはり全国的な運動というのはできないということとございまして、その中から出てきたのが、まず施行者のほかには大きなメンバーとして競走会があるわけでございまして、そういう関係者が一丸となってそういう全国展開を図る、広域化を図るような推進主体をつくらうということとこの合意ができていくわけでございまして、それが、先ほど先生からお話がありました競艇振興センターという名前をそこに付けてやっていくということとでございます。

じゃ、その財源はやっぱり必要であります、どこに求めるのかということと、これは実は最終的にまだどういう形でそのお金を負担していくのか、全体的な規模それからその個々の負担の在り方というのはまだ最終的に決まっております。あと、まだ調整中でございまして、この法律が通った後に最終的に決まってくるということと、どうも思っておりますが、やはりある意味で施行者が主体となつてやるべきことであるということからいけば、今回交付金率を削減した、それで浮いてくるお金というのは、やはりそういう前向きなところにも活用するということを考えるべきだということと施行者の同意が基本的にできているというふうな承知をしております。全部を出しちゃうのか、あるいは施行者の経営状況を配慮した形でみんなで拠出を決めていくのかということについてはこれから議論だということに承知をしておりますけれども、

いずれにしても、ある意味、売上げの増進それからモーターボート競走の普及を図っていくとい

う、その基本的な一義的なまず主体というのは施行者にあるべきだということに私も思っておりますし、私どもも協力しますけれども、やはりその施行者がそういう全国的な組織をつくって、それをてこにして競艇の振興を図っていくということと、そこについて、私どもも全面的に思っております。ポートしていいこうというふうに思っておりますが、その資金については、その交付金の削減部分についてその一定部分はそこに振り向けて前向きな投資にしようということについて基本的な合意はできているというふうに聞いておりますが、さらにその詳細についてはまだこれからの議論なんだろうというふうな承知をしております。

○藤本祐司君 情報化センターとの関係は、そこ

○政府参考人(富士原康一君) 済みません。それで、その競艇振興センターは、基本的に、じゃ新しくつくるのかどうかという問題がございまして、これまで類似の業務を行ってきたところに行わせるのがいいんではないかということとで検討されているというふうな承知をいたします。したがって、類似のことをやってきたのが情報化センターであるということからいって、情報化センターを振興センターに衣替えをしていくということだと思っております。

○藤本祐司君 情報化センターがこの競艇振興センターに替わって業務内容が変わると、若干ね、変わっていくことというふうな今の御答弁だと理解できるんですが、それであれば、先ほどおっしゃっていた、基金として七百億ぐらいがあるの、それを原資としてやってます拠出を少なくするということ方法もあるのかなと思うんですが、これは多分、施行者がやることだという御答弁になつてくるんだらうと思いますが、その辺りについてはやはり一度指導なり検討していただければというふうな思っております。

ちよつと時間があと二分か三分しかなくなつてしまいましたが、次の質問に移りたいと思

会と社団法人モーターボート競走会、これ、いわゆる指定法人化があるんです。この指定法人化もそうなんです、もう一つは、構造を、モーターボート競走会といわれる全国モーターボート競走会連合会、これ一元化して一つの指定法人にしようというの、一つの柱になつてい

通常、いわゆる合併という形になるのか、吸収という形になるのか、ちよつとそこは言葉としてはいろいろあるかと思ひますけれども、単純に考えれば、幾つかあったものを一つのものに吸収してまとめてしまふますよということになると、役員、理事の方はそこで減ってくるだろうというふうなまずとらえるのが常識的だろうと思ひますが、それとともに、その雇用、今働いている職員の方々の場合は、社団法人ですので、合併の規定というのは、いわゆる解散するか設立ということしか多分ないんだらうと。この雇用がどうなるのかなというところは、合理化、合理化という形で進めていくのか、あるいはちゃんと雇用は継承されていくものなのか、そこが多分、そこに勤めていらつしやる方の場合には非常に今後の生活に大きな影響を与えることにならうかと思ひますので、そのところはど

○政府参考人(富士原康一君) このモーターボート競走会とそれから連合会の統合は来年度の四月と

た、現状を申し上げますと、十七年度、このうちの十競走会が赤字という状況でございまして、やはりこれは相当思い切つた対策を打つ必要があるということと、競走会の中でいろいろ議論をして、これはやっぱり一つの団体として再出発をするというのが多分一番最善の選択だという、その中で合理化、あるいは、一団体にしますとある意味この競走の質を上げることができる、審判員とかその辺の問題も含めてですね、そういうことも含め

てやはり統合効果というのは非常にあるだろうということですのでそういう方向に踏み切ったということでございます。

それで、御心配の雇用でございますが、正にその統合に向けてのプロセスをこれから踏んでいくということでございます。まだ最終的に具体的にその雇用がどうなるのかということについては承知できる立場にはございませんけれども、基本的には再雇用、できる限りすべての人を再雇用していく方向でそれぞれの競走会は今考えておるといふふうに承知をしております。

ただ、役員については、これは当然合理化をしていかないといかぬだろうということだろうと思っておりますが、ただ、現時点で確たることを残念ながら申し上げられる状況にはないということでございます。

○藤本祐司君 分かりました。理事、役員については当然合理化をしていくことになるかと思いますが、一般の職員の方々に對して、確かにその競走会自体、連合会自体の収益というか、そのところの合理化によって経営環境が良くなるかもしれないんですが、全体としてのいわゆる社会コストが増えるということも起こり得るわけなので、その職員の方々個人の生活プラス社会コスト面からやはりそこところは考えていただかないといけないかなというふうに思っております。

時間が参りました。本日はたくさんいろいろ冬柴大臣が競艇をやられたことがあるかどうかとか、いろいろお聞きしたかったんですが、この辺りで私の質問を終わりにします。

○委員長(大江康弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、後藤博子君が委員を辞任され、その補欠として長谷川憲正君が選任されました。

○谷合正明君 公明党の谷合です。引き続きまして質問させていただきます。

まず初めに、このモーターボート競走法の目的、趣旨の中で公益事業というのはどのように位置付けられているのか、ちよつと確認させていただきます。

○政府参考人(富士原康一君) モーターボート競走法におきましては、モーターボート競走は、船舶関係事業の振興等の公益の増進に関する事業の振興と、それから地方財政の改善のために実施をされるということになってございます。モーターボート競走、刑法で禁止されている富くじ発売行為を行ってあるわけでございまして、この刑法の違法性の阻却の根拠としてこの二つが求められていると。したがって、この二つをしっかりとやっていかなければならないということでございます。

○谷合正明君 先ほどから出ていますけれども、その公益事業が結局でなくなってしまうと、そのモーターボート競走自体の存続意義というのがなくなってくるわけでございしますが、今回改正がありますけれども、振興会いわゆる日本船舶振興会への交付金が見直しで三・三%から平均二・六%ということなんです、この二・六%という数字ですね、これもいろいろな紆余曲折があったと思いますけれども、この二・六%にした理由というのはどうなっているのか、またそれはほかの公営競技と比べてどうなっているのかについて聞かせてください。

○政府参考人(富士原康一君) 二・六%、どういう経緯でということでございますが、まず、現在、その一定の売上げに対して掛けられます交付金率という表自体が非常に昔作られたということで、その間の言わば価値の引き直しというのをやらなければならぬということと今行っている。さらに、売上げの低い事業者、これについては、事業者といいますか施行者ですね、施行者、これについては、やはり経営が非常に厳しかろうというところもございまして、そこについては特段に低い交付金率を適用していくということで調整を行いまして、最終的には現在の三・三%が平成十七年度の売上げベースで試算をすれば二・六%

ということと下がるということになったわけでございます。

ほかの公営競技でございますが、例えば競輪、オートなんかは現在三%ぐらいになってございまして、ただ、これらについても今回見直しを行うという方向で法的な手続が現在進行中というふうな承知してございまして、各競技で微妙にそれぞれの置かれた状況に依じた相違が出てきているというのが現状でございます。

○谷合正明君 それで、日本船舶振興会の助成金ですね、これは船舶関係事業の振興であるとか、あるいは社会福祉の公益事業の振興に使われているわけでありまして、この使途についてはどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 船舶振興会に関する助成金の使い方でございます。

基本的には交付金が二つの種類に分かれてございまして、これは一号交付金というのと二号交付金というのが分かれておりまして、施行者から日本船舶振興会にお金が振り込まれるときに、一号交付金として振り込まれるものと二号交付金として振り込まれるものがあるということでございます。一号交付金につきましては、造船関係技術の研究開発でありますとか航行の安全確保等、いわゆる船舶関係の事業に対してそれは充てると。それから体育でありますとか社会福祉等一般的ないわゆる福祉分野にお金に充当するものとして二号交付金が支出されるということとございまして、今回の見直しを行いまして大体半々ぐらいの割合でそのお金が日本船舶振興会に振り込まれるということになります。

平成十八年度の日本船舶振興会の予算を見てみますと、いわゆる船舶関係、船舶・海洋関係の事業の振興に對しまして百二十五億円が予算として計上されております。それから体育あるいは社会福祉等につきましては百二十一億円が計上されていると。これが十八年度の予算でございます。

○谷合正明君 それで、今回交付金の見直しが行いまして、実際交付金が減るわけでございまして、この公益事業ですね、この業務に支障が来すのではないかと。船舶関係がこの平成十七年度ベースで計算すると約三十五億円減る、また体育、社会福祉そのほかの公益事業の振興についても約二十八億円減るというふうにお伺いしているわけですが、こういった減収の影響をどうカバーしていくのかについてお伺いいたします。

○政府参考人(富士原康一君) これはやはりモーターボート競走全体の売上げが落ちてくる中で非常に頭の痛い問題でございます。かつて、平成三年当時二兆円の売上げ、二兆円を超える売上げがあつたわけでございまして、このときの交付金は七百億円を超える規模でございました。その当時から比べると今既に半分以下に、交付金。したがって、日本船舶振興会の助成の規模もそれに依りて縮小してきているということでございます。

その中で、やはり重点化といえますか、絞り込みといえますか、より公益性の高い事業へ特化し集中していくということをやったり努力をずっと継続しながら今日に至つておるといふ状況でございます。そしてまた、今回、やはりモーターボート競走全体がうまく機能するように、持続可能な事業として今後ともいわゆるその公益振興あるいは地方財政への寄与ができるような形に立て直していくということとで今回の法的措置が行われるわけで、その中でやはり日本船舶振興会としてもそれなりの負担とそれからそれに伴ういろいろな苦勞あるかと思えますけれども、それはやっぱり受け止めて、したがって、お金は間違いなく二百数十億のお金が入つてまいるわけでございまして、それが有効に使われるようにこれから努力をしていただかなければならないということでございます。

○谷合正明君 かつて私もNPO団体に所属していましたが、海外で緊急、まあ災害が起きたときはこの日本財団さんから一千万円ぐらいはんと助成が出ていた時代もございましたけれども、言わば現場で、社会福祉だとかいろいろNPOありますけれども、

ども、かなり影響あるんじゃないかなと。意外に周知ができていないところもあると思います。実際に、今年、来年から減るのかと。これまで受け取ってきたものが一気に絞り込まれるとか、実際、業務の影響というのがございます。この交付金の見直しというのは致し方ないと思いますけれども、私はそういう意味では周知というところも大事だなと思っています。

また、この重点化というところもどういったところに重点化するかというのは本当に大事でございまして、もう何年もずっと審査基準がよく分らないのに通っているところとか、いろいろなところもあるんじゃないかなと。だから、この助成金の在り方というのは、審査基準の透明性を含めまして、これは非常に今後大事であるなと思っています。

この透明性を確保すべきということは、この平成十八年のモーターボート競走事業活性化検討委員会の中でも指摘されております。「助成金交付事業のより公正な実施のため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定を振興会が行う助成金交付事業にも準用できるようにモーターボート競走法を改正することが求められている」と。今回の法改正におきましてどのような措置がとられているのか、聞かせてください。

○政府参考人(富士原康一君) 今回の法律改正におきまして、助成金が適正に使われるということを確認するために、今回の法律では、日本船舶振興会というのを指定法人化するということで船舶等振興機関というふうに整理されているわけでございまして、船舶等振興機関に対して業務を公正かつ効率的に実施する義務付けをしておりまして、それからまた、助成金を受領する者に対して、助成金の交付目的に従って誠実に事業を行うようこれまた法律的に義務付けを行ったということでございます。

先ほどの透明性の確保ということでございますが、言わばこの日本船舶振興会というのは民間の財団法人でございます。財団法人が補助を行う、

民間に対して補助を行う、民間の関係になってございまして、いわゆる補助金適正化法というのは国の支出に対して適用されることからいきますと、これをそのまま準用することはできないというのが現在の法的な整理でございます。

一方で、これに実質的に同等の規律を日本船舶振興会それから日本船舶振興会から助成を受ける者に対して求めていくというのは、これは私どもの方がやらなければならぬというふうに思っておりまして、私ども、船舶等振興機関に対しまして、船舶振興等業務規程ということで、言わばその補助金の支出、執行の仕方あるいは事業計画、事業報告、収支予算、収支決算等について広範な許可権限を、認可権限を持つておりますので、それを用いながら、やはりその辺は実質的に補助金適正化法に準ずるような形で補助金の、助成の執行が適正に行われるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○谷合正明君 是非よろしく願いたいします。NPO団体が全国でもう三万団体を超過しております、小規模なところが圧倒的でございます。今回もモーターボート法というところだけでございまして、ほかにもいろいろな、縦割りでございますけれども、もう少しうまくコーディネートできないのかなという思いは持っております、この助成金事業に関して言えば。

もう一つ、違う質問ですけれども、今回交付金の猶予制度というものが導入されますけれども、特定の施行者、赤字団体等にとりましては救済となるわけでありませうけれども、先ほど冒頭で質問させていただいたとおりのモーターボート競走法の趣旨、交付金を全国的な見地から公益振興に充てるという、その辺の趣旨との整合性というのはどうなっているのかと。よろしく願いたいします。

○政府参考人(富士原康一君) 今回導入を予定しております交付金の猶予制度でございますが、これは、これを通じて経営改善を目指すというのはもちろんでございますが、猶予された交付金につ

きましては経営改善後にこれは交付される、言わば交付の繰延べでございます。したがって、このモーターボート競走の収益による社会還元というところに最終的には充てられるというふうに考えてございまして、基本的にはモーターボート競走法の趣旨に反するものではないというふうに考えております。

○谷合正明君 ほかの公営競技におきましてはこの猶予制度が既に導入されているわけでございますけれども、ほかの公営競技のその活用状況についてどうなっているのか。また、今回のモーターボート関係ですけれども、この交付金の猶予制度をたちまち導入するような施行者というのはあると考えていらっしゃるのか、ここはちょっと通告していませんでしたけれども、よろしく願いたいします。

○政府参考人(富士原康一君) 既に競輪、オートレース、それから地方競馬におきまして、私どものモーターボート競走に先行いたしまして交付金の猶予制度が導入されてございます。それぞれそれなりに活用されているというふうに承知をしておりますが、数はそんなに多いわけではございません。現在のところ、競輪で一例、オートレースで四例、地方競馬で一例の交付金猶予事例があるというふうに聞いております。

具体的にモーターボート競走を行っている施行者についてこの交付金の猶予制度を求めるところがあるのかどうかということでございますが、今のところ使いたいという希望を直接私どもは聞いておりません、そこはですね。今現在、この交付金の引下げとそれからその他の措置も並行してモーターボート競走の活性化のために動いておりまして、基本的にはそれで、極力その範囲で対応していただきたいということを私どもは考えておりますが、これから先どうなるかは確たることを今申し上げられる状況にはございませんけれども、現時点でそういう希望は私どもは承知していません、ということでございます。

○谷合正明君 これまで話ししました交付金の見

直しであるとかあるいはその猶予制度、ございませうけれども、やはり第一義的には施行者のその経営改善努力がなければこれはどうしようもないこととございまして、効率的な運営であるとか魅力あるサービスを提供していく、そういったところのそもその改革がなければ、さらに、何年後か分かりませんが、何十年後にまた交付金の見直ししなきゃいけないとか、そういうような事態になるのではないかなと。

ファンサービスも一部形骸化して、形式化しているところもあるというふうに聞いておりますし、例えば開催経費の中で人件費とか選手費、管理費が占める割合が高いところほど収益率が低いと。先ほど議論でもありましたけれども、そういう傾向でございまして、やはりその交付金の見直しとか猶予制度というのは二次的な救済措置でございまして、真つ先にその経営改善努力をしていただかなければならないと思っているわけでありまして、この辺りについて、いまだ一度今後の取組についてお聞かせください。

○政府参考人(富士原康一君) 先生御指摘のとおりでございます。

今回交付金を見直し、それから交付金の猶予制度を設けるわけでございますが、これはある意味で今年から来年にかけて大きな違いは各施行者に生じますけれども、それがまた新たな前提になっていくということもございまして、やはり今後モーターボート競走を持続的に本来果たすべき責務といえます役割を果たしてもらうためには、やはり競走自体が活性化していかなくやらないということもございまして。

したがって、今回、私ども各般の当面の経営状況改善のための措置は法的に講じますけれども、やはり最も大事なものは、前に向いてどういう対策を施行者なりモーターボート競走会なり当事者がやっていくのかということでございますし、私どもとしてもそういう努力を支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○谷合正明君 最後に、大臣にお伺いいたします

けれども、先ほどの平成十八年度のモーターボート競走事業活性化検討会の中でも、モーターボート競走事業を取り巻く環境は大きく変わっている、モーターボート競走事業の側においてもその仕組みや発想を大きく変えなければならぬと指摘されておりまして、これから五年間掛けて、今売上げが九千七百億円、五年間掛けて一・二兆円に上げていこうという目標を掲げられておるわけでありまして。その中で、開催経費については二十億から二十五億円削減させていくとかいう、書いております。

今後のモーターボート競走の振興のために必要な改革について大臣の御所見を伺いまして、質問を終わりにさせていただきます。

○国務大臣(冬柴鐵三君) モーターボート競走に関するメインプレーヤーというのは、施行者である地方公共団体、それからモーターボートの競走の実施機関でありますモーターボート競走会と今回合併されますけれども、それから船舶振興機関ですね、この三者がメインプレーヤーだと思っております。

我々は、先ほど局長からもある説明しましたように、主催者である施行者は収支、収益の改善について努力をしてもらわなきゃいけませんし、今回の改正によって、随分長い間その方法が変えられなかったわけですが、勝舟券の種類を考へることによってファン層を広げるとかそういう努力もしていただかなければならないと思っております。それから、地方公務員が今までやっていたようなPRといいますか広報活動というようなものにつきましても専門家に委託をして、そしてそういうものがファンを広げる一つの手段として努力をしていただかなければならないと思っております。

また、モーターボートの競走会等におきましてもより公正で魅力ある競走の運営ということに努力をさせていただかなければなりませんし、振興会におきましては見直しによって交付金の額が少なくなるわけですが、しかし、その原点は、そういうものが公益的なものに使われるんだとい

うようなところをもう一度原点に戻っていただいで、そして、それを透明性を確保しながら、本当に先ほど委員も言われましたように、そういうものを交付する層についても社会の動きに敏感に反応していただいて、いろんなボランティアとか活動についてもそういうものが行われるようなことも考えていただいて、真にそういうものが役立っているんだということの国民の理解を得られるように努力をしていただきたい。

我々国土交通省としましては、それら三者に対して適時適切な指導と申しますか、監督をしなから、今申し上げたような方向に進むように頑張っていきたいという決意でございます。

○谷合正明君 終わります。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でございます。

まず、改正案についてお伺いいたしますけれども、この改正案には場外舟券売場の設置許可制度を条文上明記をされております。それで何がかわるのでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 現在、場外発売場を設置しようというときには省令に基づきまして大臣の設置の確認を受けるということになってございまして。この大臣の確認制度というのは、場外発売場の位置でありますとか構造設備等に関して基準に適合しているということを確認するという仕組みでございます。

それを今回の改正によりまして先生御指摘のように許可制度を導入するわけですが、これは競走実施事務に今度私人への委託制度を導入することとしております。したがって、場外発売場を民間会社等が運営するということも道を開くことになるということでございまして、やはり強い権限を持つてその秩序維持をしなければならぬというふうに考えたわけでございまして。最終的には、大臣による設置許可の取消し、あるいは命令等の監督規程を備えた形で場外発売場の運営をしようということでございます。そのために、今回新たに許可にかからしめ手続の

明確化を図っていくこととしたものであります。

○小林美恵子君 そういうふうには明確にしたというふうにございますけれども、一方で、法案のベースになつております、先ほどから議論もされております昨年の七月に出されましたモーターボート競走事業活性化検討委員会報告に、設置手続の簡素化というふうにあります。そうなりますと、地元合意というのは具体的にどう扱われることになるのでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 今まで設置、位置について基準による、位置基準としてどういうことが示されていたかと申し上げますと、文教施設、それから医療施設その他から適当な距離を置いて、その結果として文教上又は衛生上著しい支障、おそれがないとか、そういう言わば位置基準と言ふべきものと、それから設備等の様々な基準をもつて私どもは今まで場外発売場を許可するかどうかということ判断をしてきたわけでござい

ます。この運用については、基本的には、今回許可制度を導入することによって、従来の判断と基本的には同じ判断でやってまいりたいというふうな思っているわけですが、一方で、言わば簡素化と言っているのは、同じようなことを二度繰り返して手続があるとかそういうところについては、やはり必要に応じ、また社会状況の変化に応じて判断をしていかないといかぬだろうということでございます。

そして、先生御懸念の言わば地元との調整というふうな問題につきましては、従来から極めて、やはり地元を受け入れられない場外発売場というものはこれはつくるのはなかなか認め難いというところもございまして、地元とは十分な調整を行った上で場外発売場を認めるということをやってきておりますし、その姿勢については今後とも変わりが無いというところでございます。

○小林美恵子君 従来とは変わらないというお話でございますけれども、では、その地元同意と

いうのは何をもって指すのか、それが本当にあいまいなままで大臣が許可をする、いわゆる法文上明記をするということになりますと大変重大な問題になってくる懸念がございます。

そこで、私は、やはり大臣のお立場というのは大変重大なことになるというふうな思ふわけでございましてけれども、地元住民への例えば説明もなく、連合町会長、自治会長だけで合意をする、これでは私、地元同意というふうにはなかなか言えないというふうな思ふんです。

大臣は、衆議院の答弁で、地元でそれが開催されることによって被害とか影響を受ける、そういう地域についてはその住民の理解が得られることが非常に大事だというふうな答弁をされております。この点について、改めてこの参議院の委員会の場でも確認をさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(冬柴鐵三君) 申し上げたとおりでございます。

○小林美恵子君 いわゆる住民の理解が得られることが非常に大事だと、これは本当にしっかりとさせていただきたいというのを思ふわけでござい

ます。それで、私は、改正案の、先ほどもありました私人を含む民間への委託というのがございまして。競走の実施に関する事務の一部を私人に委託することができるといふふうにあります。さらに、先ほど示しました検討会の報告ではナイターレースの拡充というの明記をされております。

民間委託になりますと、当然、今収益低下しているものを歯止めを掛けよう、そして収益向上を目指すということにはなるんだろうと思ふんですが、そういうことに私はなるんだろうと思ふんですが、そういう点に私は、まずまずナイターが増えまして周辺住民に騒音や渋滞などの環境悪化が押し付けられることになるのではないかと思ふんです。そういう点についての問題と、その改善策があるのかどうかという点とはいかががで

しょうか。

○政府参考人(富士原康一君) 私人委託制度との関連でナイターレースのお話がございました。

レースをどういう形で実施するかというのはこれはすぐれて施行者、競走の主催者たる施行者の判断によるところでございまして、したがって、私人委託をするからナイトレースが増えるということにはならないだろうというふうに私は思っています。だから、そこはまず第一義的にレースを主催し、計画する施行者の判断というのがあるということでございます。

施行者に対しては、私ももとしましては、ナイトレースを実施するに際しては、やはり周辺地域としっかりと調整をしてからにしてくださいという指導をしているところでございます。特に地元とそれから管轄の警察とは十分に調整してもらいたいと、これは夜間のセキュリティの問題等もございまして、したがって、それについてしっかりと指導しているということでございます。

それから、地元の調整ということについては、これはどこまでやるかという問題もあるわけでございますけれども、やはり自治会、基本的な単位は町内会あるいは自治会ということでありまして、それから、それをベースにその合意を積み上げていくということなんだろうというふうに考えております。

○小林美恵子君 では、ナイトレースについて質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど海軍局長が御説明ありましたけれども、ナイトレース実施に当たっての様々な基準といえますか、そういうのがあるというお話でございまして、それで、九七年の運輸省海上技術安全局長の通達、「モーターボート競走におけるナイトレースの実施について」というのがございます。それを拝見しますと、ナイトレースは、公正かつ安全な競走運営を確保するため、次の要件に基づき実施するものとあります。その一つが地元との調整が取れていること、そしてまた二つが交通、防犯等に関する警備体制について管轄警察との調整が取れていること、三つ目が照明、騒音等に関する技術的なデータを収集するための実験を実施し、所要の設備の改善が図られることと

いうのがございます。

改めて伺いをしたいと思っておりますけど、このいわゆる局長さんが出した通達といたしましては、正に責任は国交省にあるということで理解していいでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) これ、ナイトレースを行う際の基準を、考え方を示したものでございまして、これに基づいてそれを実施する責任というのは、当然のことながらレースの主催者たる施行者が負っているということでございます。

○小林美恵子君 実施の責任は施行者でありますけど、この通達を出しているということでききまして、こういうこと、こういう要件で実施するということになりまして、この通達を出しているところの責任というのは全くないということにはなりませんよね。

○政府参考人(富士原康一君) 私どもとしてはこういう指導をしているということでございます。したがって、私ももとしましては、この基準に沿って施行者がこれを当然やって、ナイトレースをやる際にはこの我々の示した方針に従ってやっていただけているというふうに理解をしております。

○小林美恵子君 こういう方向で指導をしていると、その示された方向にそぐわない場合は改めて指導をするということがあるということを確認していいでしょうか。

○政府参考人(富士原康一君) この私どもの考えに沿わない形でやっているとすれば、それはやはり所要の指導をする必要があるだろうというふうに思っております。

○小林美恵子君 では、私ここで、昨年からナイトレースを実施をされました大阪住之江区の競艇場について、大臣に是非ともお聞きいただきたいと思うんです。私、西成区在住でございますので、住之江競艇場はその隣の行政区にあります。家のベランダから洗濯物、最近ばかり干してませんけど、洗濯物を干しますと、日中は競艇場の騒音が聞こえてくるような近さでもございます。

先日、私は競艇場に視察に行きまして、住民の皆さんは幾度も懇談をさせていただきました。資料をたくさんください。赤印が競艇場、そして住宅密集地の中に位置をしていることがお分かりになるというふうに思います。この東側の幹線道路の下には梅田と結ぶ地下鉄が走っております。南側は、すぐ南側に東西を結ぶ無人の二ニュートラムがございまして、正に通勤通学の要所です。二枚目の資料は、競艇場周辺には保育所や学校がたくさんあるということをお示ししました。

ここで、本場とともに場外レースを含めまして、二〇〇五年度で二百三十日、一日平均の入場者数は一万人、ナイトレースは昨年四十九日実施をされました。最高入場者数は一万六千五百二十五人です。一日平均一万人、ナイトレースもですね。ナイトレースが終了いたしますと一斉に出てこられるわけですね。かけ事でございまして、負け方はどういうふうになるかはお察しいただけるかと思っておりますけれども、施行者の調査では、入場者の三〇%から四五%が終わると地下鉄階段を一斉に利用すると。三千から四千五百人になりますね。一万六千五百人になるとますますすごいですよね。

住民からは、地下鉄は人でごった返し、お酒のにおいもきつい、一般乗客は降り降りしにくいと、この時間帯は塾帰りの子供と遭遇し、子供への影響も良くないと、近隣歩道でもぶつかったり罵声があつたりひたひたが起つていて、学校ではナイトレース時には外出しないように子供に指導していると言っているんですね。さらに、騒音は、もう窓を閉めないでテレビの音は聞こえないと。ナイトレース照明でも近隣マンションの部屋の中まで見えてプライバシーの侵害になるというお話もございました。正に地元周辺住民の皆さんは普通の生活ができない、切実な住民のお話でした。

こうした住民の声、大臣はどのように受け止めるのでしょうか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) いずれにいたしまして、その設置あるいはナイトレースを行うということについては施行者である地方公共団体が判断

をするわけでございますが、その際、私は先ほど委員から確認をされましたように、付近住民の御理解が非常に重要であると、一人残らずと言われるとちよつと困りますけれども、その大多数の方々がそれについて御同意をいただいているということが絶対必要だと私は思っているわけでございます。今挙げられたことは、大変生活上、周辺の住民の方が苦しんでおられる様子を述べられました。しかしながら、我々としては、そういう状況の中で、今どういう状況か私は見てないので分かりますけれども、そういう状況の中で周辺の方々がそれに対して同意を与えておられるかどうかということは一つの僕はメルクマールだと思います。

それで、ちよつと住之江競艇場のナイトレースについて地元調整の内容は一体どうなっているのかということをお調べしました。住之江区地域振興会、これは住之江区の自治会組織の統轄をしておられる組織のようですけれども、構成自治会は十四の連合町会、百六十九町会があるようです。それで、平成十六年七月に住之江区地域振興会の定例会におきまして実施計画の説明をさせていただいて、そして、十七年五月に近隣の住吉川連合町会十七町会及び平林連合町会十町会に対して個別に説明会を開催し、それぞれ構成町会ごとに賛否を決定していただいた上で連合町会としての同意を決定をいただいたというふうに我々は報告を受けております。

最終的に住之江区地域振興会会長名で施行者、これは箕面市と大阪都市組合に対し同意書が提出されているというふうに私の方は聞いております。林さんからおっしゃったような状況だと思っておりますけれども、我々としては、先ほどの同意の問題につきましても、一人残らずというわけにはいかないにしても、その地域の方の御同意は得られているのではないかと、得られているんであるという判断をいたしている次第でございます。

○小林美恵子君 大臣はどのように御説明をされ

ましたけれども、私は、住民の皆さんはこの間、ナイターはやめてほしいという一万五千筆もの署名を取り組まれてくれました。そして、そういう署名をされた中には町会長の方もいらつしやいまして、ナイターについて説明は聞いていないと、そのことについても連合町会長に話しに行ったらもう決まったことだから言われたと、こういう実情があるわけでございます。

正に、私は、本当に広く住民への説明会も開催されないで連合町会長だけの判こだけで実施をするというのは地元調整をしたとは言えないというふうに思っています。やはり広く住民の意見を聴く、ここが本来の地元調整ではないかというふうに思っていますが、改めていかがですか。

○国務大臣(冬柴鐵三君) その町会の内部であるいは連合会の内部でどのような手続を取られたのかは分かりませんが、形式的には今私が、ちよつと長かつたけれども、それぞれの町名とかそういうところの自治会の名前も挙げまして、そして書面としても出していただいていることも申し上げました。

したがって、そこがどういうことになっていったのか、一部住民の方で御不満のある方がいらつしやるようだという事は分かりました、今、でも、手続的にそれが瑕疵があるというふうにきつちり指摘されているとは思えないわけでありまして、我々はここで、近隣の同意を取りなさいという事についてはそのようにされているというふうな判断をいたす次第でございます。

○小林美恵子君 私は、それでは本当に競艇場周辺の住民の皆さんの普通に生活はできないというその思いにこたえることにはなっていないというふうに思います。本当に日常の生活が、夜間の生活が、環境が悪化して大変になっているわけでございますから、そのことをちゃんと酌み尽くす、そういうことをしてこそ本当の地元調整というものだと思はしめたいと思っております。

大体、そもそもこのナイター実施の局長通達も、通達にとどめておくこと自体も私は問題だと

思います。やはりこれは法令にすることなど厳格に対処できるようにしていただきたい。この点も改めて強調をしておきたいというふうに思っています。

時間がございませんで、そのことを改めて強調いたしまして、住民の合意が本当に不明なままではナイター実施は、強行、断行は許されないという事を述べまして、質問を終わりたいと思っております。

○洲上貞雄君 社民党の洲上でございます。

多くの同僚議員の方から地元調整の問題について質問が出ておりました。これほどやはり難しい問題に直面しているからだと、このように認識をしているところでございますが、改めて地元との調整方法についてはどのようにしていこうとしているのか、お伺いを一点しておきたいと思っております。

特に、これまでの場外発売場の設置では、地元住民の意見それから民意が反映されていないというところが大きな問題ではないかと、そういうことがあつた上で設置されているというのがやはり多くの質問者の中から出た意見ではないかというふうに思っておりますが、地元の意見をどのようにして十分に尊重していくのか、またどのように対応しようとしているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(富士原康一君) 地元との調整でございます。

基本的には、やはり地元を代表するのはその自治体の首長でございます。ただ、首長のほかにやはり地域住民というような問題もございまして、この部分については、地域の自治会、町内会とかその辺の自治会がやはり一つのそういう受入れの決定する機関になるだろうというふうな思っております。私どもとしては従来、首長それから町内会と自治会の同意というのを場外発売場設置の際の一つのメルクマールにしてきたところでございます。

これについては、今後ともそういう方向で対応

をしていきたいということでございます。

○洲上貞雄君 局長、従来のやり方でやってきているからやつぱりもめているから、改めて法を改正するときに新たに考えた方がいいですよ。そして、どのようにして混乱がないようにするかという事はひとつ考えていただきたいと御要望だけ申し上げておきます。

場外発売場として空き店舗を利用した小規模場外発売場の設置を推進する動きがありますが、設置が急速に私は進んでいくのではないかと考えられますし、その可能性が大であります。

空き店舗を利用すれば、やはり当然その地元との、商店街の中にできることになると思っておりますが、ますます地元住民との調整について不安を感じるわけでございます。場外発売場の設置と併せて強引に推し進めることがないかどうか、その点大変憂慮しますので、どういふお考えなのかお聞きいたします。

○政府参考人(富士原康一君) ただいま先生から御指摘のあつたオラレと称するものでございまして。基本的には、モーターボート競走のすそ野の拡大あるいは地域経済の活性化という観点から、空き店舗等の遊休施設を利用して設置される極めて小規模な場外発売場でございます。自治体のコミュニティセンターの機能も併せ持たせるという事で、このオラレの運用主体というのは当該地域の地方自治体がこれを運営するということが条件となっているわけでありまして。

このオラレのような小規模の場外発売場の設置に際しても、私どもとしては他の場外発売場と同様に、設置場所の自治会の同意あるいは市町村長の同意というのを求めていることにしております。したがって、その設置に際してのいわゆる地元との調整については、他の場外発売場と差を設けるつもりはないということでございます。したがって、これまで場外発売場の設置に際して最も時間が掛かったというのは、やはり地元の調整で非常に時間が掛かっているわけでございます。それを考えますと、今回オラレという新しい

仕組みが出てきているわけでございますが、それほど短期間に急速に進むというのはなかなか難しかろうなというのが私どもの現在の認識でございます。

ただ、やはりこういう施設を普及させることによって、ある意味モーターボート競走を広く国民各層に受け入れてもらいたいという希望は各関係の事業者あるいは施行者は当然持っているわけでございます。これから各段の努力は取りますが、けれども、それが先生が御指摘されましたような急速な拡大に結び付くというのは、やはり地元の調整等を考えればなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

現在、オラレ幾つかあるのかということ申し上げますと、唐津市に一か所設置されているだけでございます。今のところですね。今後の設置計画についてはまだ私どもは承知しておりませんが、これから順次できてくるだろうというふうには思っております。

○洲上貞雄君 提出法案では、これまで勝舟投票券の購入を禁止をされておりました学生生徒に投票券の購入を認めるものとなっておりますが、学生生徒に勝舟投票券を認めることに対して問題はあつたのではないかとこのように思っているんですが、その点いかがでございますか。

○政府参考人(富士原康一君) 現行制度を申し上げますと、学生生徒及び未成年者は、舟券を購入し、又は譲り受けてはならないということになってございます。この規定、昭和三十二年に追加されました。それ以来見直しが行われていないという事でございまして、規制が導入された当時と比べますと、近年ですと大学院などの高等教育機関へ進学する者が増えています。また、就職後に大学院でもう一度勉強するという人も増えております。一律に学生生徒というものに対して購入禁止規制を掛けるというふうな状況ではなくなっているのではないかなというふうな考えております。

また、社会一般の状況を見ますと、成人で

あれば学生生徒であったとしても禁止事項の解除が行われるというのが通常でございまして、成年の学生生徒については購入等の制限を今回廃止をいたしまして、購入等の禁止対象は未成年者のみにするという方向で考えているわけでございませう。

ただ、未成年者につきましては、引き続き競走場に警備員等を十分に配置するなどいたしまして、未成年のおそれがある者に対する年齢確認等を徹底してまいりたいと考えております。

○**洲上貞雄君** インターネットや電話による勝舟投票券の購入が出来ますが、未成年者による購入の禁止についてはどのように担保しようとしているのか、お伺いいたします。

○**政府参考人(富士原康一君)** こういう特にインターネットのような匿名性の高いものに對してどうやってこの規制を掛けていくかというのは、非常にこれはモーターボート競走にとどまらず、一般的な問題として非常に頭の痛いものなんだろうというふうに思っております。

モーターボート競走の場合は、舟券を電話あるいはインターネットで購入するときには、投票会員にまずなつてもらうということになってございませう。そして、会員登録した人だけがそれに参加することが出来る、そのときには当然銀行口座とかそういうのがセットになってまいります。そのときに運転免許証等の写しの提出を求めて年齢確認を行うということをやっております、未成年者の登録を未然に防止すべく最善の努力はさせていただきます。

○**洲上貞雄君** 提出法案では、事務の一部、すなわち発売、払戻し等を私人に委託することができるとありますが、私人との契約関係で十分な責任が担保できているとは考えにくいのではないかと申すんですが、どのように担保されるのでございませうか。例えば、暴力団等の参入が懸念されますが、どのように防ぐのか、お考え方を示していただきたいと思います。

○**政府参考人(富士原康一君)** まず、暴力団等と

の委託については、これは委託を行う際の禁止事項としてこれは明確に定めるつもりでおります。

それで、委託を実際に行うに当たっては、やはり委託の公正性でありまして透明性を確保するというのがまず基本であろうというふうに考えております、施行規則におきまして、競走実施事務

の私人委託に關して委託する者の基準を定めるほか、事務委託に關する規定の作成あるいは公表を義務付けるということの公正性、透明性を確保するための措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、委託の有無にかかわらず、最終的な責任は施行者が負うものでございませう。また、施行者に対して私どもは必要な命令をしていくという権限を留保しておりますので、私どもとしてモーターボート競走が適正に運営されるように、この委託が認められた後も施行者に対し所要の指導をしていくというつもりでございませう。

○**洲上貞雄君** 私設賭場の摘発のために施行者の職員が証拠集め等ができるようになるようですが、このような行為によつて職員に危機感が、危険が及ぶようなことはないんでしょうか。私は大変危ない問題ではないかというふうに思ふんですが、なぜ警察でなくて職員が行わなければならないのか、お伺いいたします。

○**政府参考人(富士原康一君)** 実はこのやはりのみ行為というのは公営競技で非常に頭の痛い問題でございませう。実際は、それで、これが何とか防止せなけりやいかぬということで警察も一生懸命やつていた、だいておるわけでありませうけれども、やはり一義的にその被害を受け、またその競走場の秩序維持に對して問題意識を持つておるのはやはりモーターボート競走を実施しております施行者でございませう。

今回は何が出来るようにしているかといふと、ある意味情報収集を、これを新たな規定を用いて行うということでございます。そして、実際に情報を収集し、こういうことがやられていると

いうことを警察に持ち込む。そして、警察はそれに基づいてきちんと捜査をし摘発をしていくということでございます。この規定を設けることで直接その施行者の職員に對して危険が及ぶというようなことはないだろうというふうに私どもは思っております。

いずれにいたしましても、それが適正な範囲にあるかどうかというのは国土交通大臣が許可をするということをしておりますので、それについては間違いが起きないように、遺漏なきように努めてまいりたいというふうに思っております。

○**洲上貞雄君** 質問通告はしていませんけれども、そのような場合は、施行者と警察の間で何か協定が結んでそういうことをやるというふうにするんですか。その点どうですか。

○**政府参考人(富士原康一君)** 当然まず警察と話をしまして、それから私どものところに許可を求めてくるということになるだろうというふうに思っております。

○**洲上貞雄君** 日本船舶振興会の給付金制度の見直しが行われようとしておりますけれども、モーターボート競走事業の発展にとつて日本船舶協会が果たす任務と役割はどのようなものがあるのか、また今回の法改正でどのように変わらうとしているのかお伺いいたします。

○**政府参考人(富士原康一君)** 日本船舶振興会がどういう立場にあるかといふと、まず競走を実施するのは施行者であり、それから委託を受けて競走実務を行うモーターボート競走会でございます。その上が収益の一部を日本船舶振興会が受け取つて、これを公益事業に使つていくということでございます。モーターボート競走自体にどういった役割を果たすのかといふことについては、直接競走に参画しているわけではございませう。ではありませうが、その交付金を使つて公益に資しているということについては、これがモーターボート競走に由来するものだといふことは積極的なやうに日本船舶振興会が言っております。そういうことで、ある意味モーターボート競

走が社会的な貢献、非常に多大な貢献をしているといふことを積極的に皆様に理解していただくという役割がある意味日本船舶振興会というのは担つていらっしゃるというふうに思っております。

そういうかわりの中で、やはりモーターボート競走が社会に根付き、それで国民に受け入れられるようなものになつていく、その過程で日本船舶振興会というのは大きな役割を果たしていくんだらうというふうに考えております。

○**洲上貞雄君** 最後の質問になりますけれども、やはりこの問題というのは社会問題化している、風紀問題化していることはもう大臣御存じのとおりですね。ですから、やはり場外発売場の設置に当たつては、今現在の実態をやはりよく観察していただければ分かるかと私は思います。どのように調整をしてきちつとやっていくのか。これから先の社会というのは、やはりどのようにして住民が参加をしていくのか、住民との合意をどのように形成していくかといふことは非常に大事なことであります。とりわけ社会の秩序とかかわつてくるこの場外設置上の問題でございませうから、大変地元住民との合意といふのは非常に大事なことでないかといふふうに思ふんですが、その点を明確に御答弁いただいて、最後の質問といたして、終わります。

○**国務大臣(冬柴鐵三君)** 今日はたくさんの方々と同じように地元の理解が大事だということについてのお話がありましたし、洲上委員からもそのような御指摘がありました。私も全くそのとおりだと思ひます。その意味で、形式的に地元の同意を取るとかどうとかいふよりも、地方自治体としても競走が行われていないときにその競走場というものを地元で提供して、そしてその地元理解を得られようという努力をしていられるところはたくさんあります。

例えば、私の地元のことはばかり申し上げて申し訳ないんですけど、尼崎競艇場には非常に大きな天蓋が入口のところにありまして、雨が相当降つて

もその中はぬれないわけです。したがって、そういうところで地域のいろんな催物とかお祭りとかが行われておりまして、私もよく誘われてそこへ行つてあいつをさせていたたりして、大変迷惑は被っているんだけれども、地域住民と非常にうまくやっていただいているというふうな実感をいたしております。

また、福岡県の福岡競走場では、子供サッカー場というものをそこでやっていらつしやるということも聞いていますし、また蒲郡、これはすごいんですが、フリーマーケットイン蒲郡ということで、約百四十店舗がその競艇場で出店をし、地元NPO団体がそこで紙芝居とかコンサートをやられるとかそういうことをしよつちゅうやっていらつしやる。私はこの努力が非常に大事だろうと私は思います。

したがって、地域とともに発展するものではない、大分嫌われているようなところもあるけれども、地域に嫌われるようなモーターボートはいけない、私はそういうふうな思います。したがって、その点も我々としてはいろんな努力をしていかなければならないと思います。

○湖上貞雄君 終わります。

○委員長(大江康弘君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小林美恵子君 私は、日本共産党を代表して、モーターボート競走法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本改正案が場内場外の舟券販売や払戻しなどの業務委託を広く認め、民間企業にギャンブル行為をゆだねるものであり、営利本位の民間委託が射幸心をあおるような販売や広告を広げ、青少年への悪影響を助長するおそれがあるからです。また、周辺住民、環境に多大な被害をもたらすナイト営業、場外発売場の拡大

や、約七千人に上る従業員の雇用切りや労働条件の悪化につながる問題点も持っています。

反対の第二の理由は、本改正案が、今後、場外発売場の更なる拡大を目指す事業者の要求にこたえるものだからです。

場外発売場の設置については、これまで法律上の規定がないにもかかわらず、省令に基づき国が確認することと認めてきたこと自体が問題です。今回、法律に根拠規定を置きますが、許可基準は省令で定めることになっており、国交省の意向次第で変更可能です。今後、法改正により民間委託も可能になり、モーターボート競走事業活性化検討委員会の報告に沿って、積極整備、手続の簡素化が強く打ち出されていることから、住民意思に反したボートピア設置が拡大するおそれ大きいと言わねばなりません。

反対の第三の理由は、新たに重勝式投票を追加し、ギャンブル性を高めることになるからです。成年の学生生徒について舟券の購入を可能とする改正についても、教育現場で未成年の学生生徒に悪影響を与える危険性は排除できません。

なお、日本船舶振興会による交付金の配分は、関係団体への多数の天下りや癒着、利権を生み出しています。政府は、日本船舶振興会の指定法人化や外部監査強化などにより透明化を図ると言いますが、癒着の根源となつて天下りや利権をなくすものではありません。私は、日本船舶振興会に対する交付金率引下げは地方自治体から強く要望されており、当然の措置であることと同時に、交付金の在り方については抜本的な見直しが必要であると指摘をして、反対討論といたします。

○委員長(大江康弘君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
モーターボート競走法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大江康弘君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山下君から発言を求められておりますので、これを許します。山下八洲夫君。

○山下八洲夫君 私は、ただいま可決されましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び国民新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、モーターボート競走事業の運営に当たり、適切な外部委託・機械化の推進等によりその効率化・コストの縮減等が促進され、収益改善が図られるよう、施行者への適切な指導に努めること。

二、場外発売場の許可に当たり、その設置を近隣市町村に通知し、重大な影響が生じることが予想されると近隣市町村が判断した場合に、当該近隣市町村を含む関係自治体の十分な理解の下で円滑に設置・運営されるよう指導すること。

三、船舶等振興機関の業務及びその補助業務について、行政改革の重要方針に基づき、適正かつ効率的に執行され、特に、補助業務については、その効果が明らかにされるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) ただいま山下君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(大江康弘君) 多数と認めます。よつて、山下君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、冬柴国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。冬柴国土交通大臣。

○国務大臣(冬柴鐵三君) モーターボート競走法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいります所存でございます。

ここに、委員長始め理事の皆様方、また委員の皆様方の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。

大変ありがとうございました。

○委員長(大江康弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大江康弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会